

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営集落基盤整備事業綾歌中部地区（ほ場整備事業）いもじ原地区の換地計画を定めた。

その関係書類を丸亀市産業文化部農林水産課において平成25年2月7日から同月27日まで縦覧に供する。

平成25年2月1日

香川県知事 浜 田 恵 造